

横浜市住生活基本計画(改定素案)について 市民の皆様のご意見を募集します

募集期間

平成 29 年 10 月 2 日 (月) から平成 29 年 11 月 1 日 (水) まで

横浜市住生活基本計画とは

(1) 計画の位置付け

- 横浜市住生活基本計画は、住生活基本法に基づく国及び県の住生活基本計画に沿い、横浜市都市計画マスタープラン等の関連計画と調和を図りながら、策定後 10 年間の住まいや住環境についての基本的な方向性を示すことを目的とする計画です。

(2) 改定の目的

- 現行計画は平成 23 年度に策定され、計画期間は平成 32 年度までですが、社会経済情勢の変化等を踏まえて、概ね5年ごとに見直すこととしています。そのため、平成 28 年度に開催した「第6次横浜市住宅政策審議会」からの答申「活力と魅力にあふれ安全で持続可能なまちの実現に向けた、今後の住宅政策の展開」を踏まえ、平成 29 年度中に改定を行います。

計画の期間

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。なお、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行います。

改定の主な内容

1 地域の中で誰もが安心して暮らせる住まいの確保や住まい方の実現

公的住宅を補完するものとして、民間賃貸住宅の空家を活用した、新たな住宅セーフティネットの展開について検討していきます。また、子育て世帯と高齢者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、世代間や地域とのつながりを創り出す多世代・地域交流型住宅の供給を促進していきます。

2 地域特性に応じたマンション・団地や郊外住宅地の再生

地域特性に応じたマンション・団地や郊外住宅地の再生を進め、持続可能な住宅地や住環境を形成していきます。

3 まちの魅力向上に向けた総合的な空家対策の推進

今後も増加が見込まれる空家に対して、予防から流通や活用、そして跡地の活用など、総合的な空家対策を推進していきます。

改定スケジュール

皆様のご意見を踏まえ、平成 29 年度中に計画を改定します。

横浜市
住宅政策
審議会の
審議
H28. 5
～H29. 4

審議会
からの
答申受領
H29. 4. 27

改定
素案の
作成

改定
素案の
公表
H29. 10. 2
～

改定素案
への
意見募集
H29. 10. 2
～11. 1

改定案の
確定
H30. 1
(予定)

改定
H30. 2
(予定)

資料の閲覧場所等

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画(改定素案)本文の閲覧及び概要版リーフレットの配布を行っています。

なお、本計画(改定素案)本文は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご確認いただくことができます。

【ホームページ】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/public/public.html>

横浜市住生活基本計画

検索

応募方法

【応募方法】

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- ① はがき【切手不要 当日消印有効】
(概要版リーフレットに付属しているはがきを切り取り、ご使用下さい。)
- ② FAX : 045-641-2756 建築局住宅政策課宛て
- ③ 電子メール : kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

【注意事項】

- 上記②・③の方法でご応募いただく場合、「氏名」「住所(区名まで)」「年齢」「改定素案へのご意見」を明記の上、お送りください。
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- いただいたご意見は、横浜市住生活基本計画の改定の参考に利用させていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、横浜市のホームページ等で公表します。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 磐村 信哉 Tel 045-671-2917